

岐阜県教職員組合 臨時教職員対策部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年8月10日 15時30分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 3 年 8 月 10 日）

要 望 事 項	回 答
1	臨時的任用職員、任期付採用職員に関して、以下の要望をおこないます。
(1)	<p>教員採用試験は選考の趣旨に則り、可否の一定基準を定めた選考実施基準をあらかじめ明確にして行い、選考を満たす受験者を全員登載した任用候補者名簿を作成することで、年度当初欠員を生じないようにすること。</p> <p>教職員の年齢構成や定年延長制度の導入等を踏まえ、中長期的な採用計画に基づき採用者数を決定しております。また、再任用制度の活用により、必要教職員数を確保しているところです。</p> <p>教職員の未充足により学校運営に支障の生じることのないよう、今後も必要教職員数の確保に努めてまいります。</p>
(2)	<p>夏季休業前に産休に入る職員がいる場合は、年度当初から当該校に臨時的任用職員を配置し、育休に切り替わる際に引き続いて任期付採用職員として任用すること。</p> <p>「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」第3条の規定に基づき、産前産後休暇を取得する職員の職務を補助するための職員を臨時的に任用しております。</p> <p>産前産後休暇取得前の臨時的任用職員の任用については、財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、予算や各校の状況等を踏まえながら対応してまいります。</p>
(3)	<p>臨時的任用職員および任期付採用職員の募集にあたっては、任用格付けおよび職務内容（学級担任の有無、校務分掌の有無など）を具体的に明示すること。非常勤講師の雇用保険について</p> <p>学級担任の有無や校務分掌の有無等については、任用される学校の実情によって異なり、一律に明示することは難しいところです。</p> <p>募集要項の内容について、今後検討してまいります。</p>
(4)	<p>職務の内容や責任について、教諭と同程度の基準が求められる場合は任用格付けを教諭として任用すること。</p> <p>岐阜県では、現在は本務者を「教諭」として格付けしており、臨時的任用職員は本務者と同様の任用格付けしております。（任期付採用職員は本務者として採用しておりますが、講師として任用格付けしております。）そのため、学校長に対して、講師に対しては職務内容に差をつける（校務分掌を配慮）ように指導しております。</p> <p>今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師の職務内容の違いや他県の2級適用状況などを調査し、引き続き検討してまいりたいと思います。</p>
(5)	<p>養護教諭の代替で採用される場合は、職務内容が同じであることから「同一労働・同一賃金」の原則に基づき、任用格付けを養護教諭として採用すること。</p> <p>岐阜県では、現在は本務者を「養護教諭」として格付けしており、臨時的任用職員は本務者と同様の任用格付けしておりません。（任期付採用職員は本務者として採用しておりますが、養護助教諭として任用格付けしております。）そのため、学校長に対して、養護助教諭に対しては職務内容に差をつける（校務分掌を配慮）ように指導しております。</p> <p>今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、養護教諭と養護助教諭の職務内容の違いや他県の2級適用状況などを調査し、引き続き検討してまいりたいと思います。</p>
(6)	(4) (5)に同じ。
(7)	<p>正規教員が退職した後に臨時的任用または任期付採用として教諭としての職務内容を担う場合は、任用格付けを教諭（養護教諭）として任用すること。</p> <p>講師の職務内容は、学校教育法第37条において「教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する」と規定されております。</p> <p>今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師（養護教諭と養護助教諭）の職務内容の違いについて検討す</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 3 年 8 月 10 日）

要 望 事 項	回 答
以外の業務を命じないこと。	るとともに、学校長に対して、講師や養護助教諭に対しては職務内容に差をつける（校務分掌を配慮）ように指導してまいります。
(8) 臨時的任用職員の次年度の任用について、管理職は丁寧に対応すること。	教職員の定数は、いわゆる標準法に基づいて算定された定数や県単独の定数、国からの加配等から成り、年度末に各学校への配当数が決定します。 定期人事異動に係り、教諭等と同様に臨時的任用職員に丁寧な説明をするよう校長会等で働きかけていきます。
2 非常勤講師全般に関して、以下の要望をおこないます。 *小中学校、県立学校でそれぞれ事情が異なる場合は、それぞれから回答をしてください。	
<報酬支給について>	
(1) 教科等担当非常勤講師及び特別非常勤講師の年間総勤務時間数は、授業3コマ（勤務3時間）に対して準備・処理のための1時間を加えて予算請求すること。	財政状況が厳しい中ではありますが、各校の要望する時間数にできる限り応えられるよう、担当授業時数に準備・処理の時間を加えて年間総勤務時間数を配当できるよう努めてまいります。 県立学校については、既に授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当しているところです。
(2) 年間総勤務時間数には、打ち合わせ等に必要時間および夏季の休暇や取得できる年次休暇の日数分の時間を加えて予算請求し、確保すること。	県立学校については、既に授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当しているところです。 国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。
(3) 年間総勤務時間数を超えて勤務した時間に対しても報酬が支給できるようにするため、予算を請求して確保すること。予算不足のために年度末に授業ができなくなるという事態を生じさせないようにすること。	財政状況が厳しい中ではありますが、各校の要望する時間数にできる限り応えられるよう、担当授業時数に準備・処理の時間を加えて年間総勤務時間数を決定し、配当しています。引き続き、年間を通じて計画的に執行できるよう各校に指導してまいります。
<休暇について>	
(4) 非常勤講師の休暇制度について、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」にある「年次休暇」および「休暇、休業」の文書内容（別紙）を当該職員に交付すること。	小中学校においては、「年次休暇」について「岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師年次休暇付与日数確認シート」を活用し、当該職員に交付しているところです。また、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」は各学校へ配布する予定です。 県立学校については、各公立学校長宛に通知した「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引きの修正等について」（令和2年8月20日付け事務連絡）において、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」のうち「報酬関係」「勤務条件関係」の部分を会計年度任用職員に対して配付するよう指示しています。
(5) 夏季休暇を夏季休業中に取得できるようにすることで、報酬が得られるようにすること。	(2)と同じ。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 3 年 8 月 10 日）

要 望 事 項	回 答
<手当について>	
(6) すべての非常勤講師に期末手当・増額報酬を支給すること。条件を付ける場合には、週平均勤務時間数は、勤務条件通知書上の一週間の勤務時間とすること。	勤務条件通知書の記載内容については、今後検討してまいります。
<社会保険について>	
(7) 【文書回答】 兼務を含めて週 20 時間以上勤務なら「協会けんぽ」に加入できるようにすること。	加入条件については、社会保険事務所の判断によります。
<定期健康診断について>	
(8) 【文書回答】 非常勤講師の受診できる定期健康診断の診断項目を常勤職員と同様にすること。	週勤務 29 時間以上の会計年度職員については、労働安全衛生法に基づき血液検査の一部を除いた全ての検査を実施しているところですが、さらなる検査項目の拡充の必要性について検討してまいります。
<授業使用 PC について>	
(9) 【文書回答】 希望する非常勤講師に、校務用 PC を貸与すること。	県立学校においては、非常勤講師用として各 4 台配備（複数課程の学校は加配）しており、非常勤講師が利用できます。また県立高校においては、令和 2 年度にコロナ対応で整備したアンドロイドタブレット 1,000 台を非常勤講師及び授業を持たない教員用として再配布しており、授業で利用することができます。
3 小中学校非常勤講師に関して、以下の要望をおこないます。	
<各学校に配当される勤務時間数について>	
(1) 「非常勤講師の具体的計画」において準備等の時間を「0 時間」とせず、「必要な時間」として位置付けること。	準備等の時間は、「具体的計画」の「5 勤務時間数の具体」に必要な時間数を記載することとしております。
<任用期間について>	
(2) 年度当初から 1 年間の任用の場合は、地公法の「職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定める」に従い、任用期間を 4 月 1 日から 3 月 31 日までとすることで、新年度の諸会議や打ち合わせ、離任式等の参加を勤務として保障できるようにすること。	現在、任用期間については学校の実情に応じて勤務を必要とする期間を任用期間としております。
<報酬支給について>	
(3) 日常の授業の準備や処理などの勤務は報酬支給対象	授業の準備や処理などの勤務について報酬支給対象であることは周知されているものと認識しております。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 3 年 8 月 10 日）

	要 望 事 項	回 答
	であることを各学校の管理職に通知し、当該職員が勤務した通りの報告ができるようにすること。	支給対象となっていない実情がある場合は、当該校の管理職に指導しますので具体的にお知らせください。
	<勤務条件通知書と任用時の交付文書について>	
(4)	勤務条件通知書の「勤務時間」欄には、「週勤務〇時間（授業〇時間）」と記載すること	勤務条件通知書の勤務時間に係る記載内容については、今後検討してまいります。
(5)	勤務日・勤務時間および年次休暇の日数を当該職員に文書明示すること。	勤務日・勤務時間は「具体的計画」、年次休暇は「岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師年次休暇付与日数確認シート」にて、当該職員に明示しているところです。
(6)	年休簿を当該職員に示すこと。	各学校において年休簿を作成・管理しているものと認識しております。
	<勤務について>	
(7)	文書明示された勤務日・勤務時間は、行事や授業変更など学校都合によって変更しないこと。やむを得ず勤務時間を割り振る場合は、丁寧な説明を行い当該職員の同意を得ること。	ご指摘のとおりです。勤務時間の割振り変更について適切な対応をするよう各教育事務所を通して働きかけてまいります。
	<任用時の提出書類について>	
(8)	任用時における雇用時健康診断書提出を、県立学校と同様に無くすこと。	雇入れ時健康診断については、今後検討してまいります。
4	県立学校非常勤講師に関して、以下の要望をおこないます。	
	<報酬支給について>	
(1)	特別非常勤講師の報酬単価と年間総勤務時間数を、教科等担当非常勤講師と同等にすること。	特別非常勤講師は、教員免許状を有しないが、特定分野について優れた知識や技術を有する社会人を任命するものであり、年間を通じて教科全体を指導しないことから、教科担当非常勤講師との差異化を図っています。
	<勤務実績報告について>	
(2)	勤務実績報告を県下統一様式の「勤務管理票」を使うように指示するとともに、授業以外の準備、片付け、採点等の勤務時間に対しても報酬が支給されることを管理職および当該職員に周知すること。	既に授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当しているところです。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 3 年 8 月 10 日）

要 望 事 項	回 答
<勤務条件通知書について>	
(3) 勤務条件通知書の「勤務時間」欄への「勤務曜日と曜日ごとの勤務時間」の記載を、各学校に徹底すること。	勤務条件通知書の記載例を示したところであり、引き続き校長会等を通じて徹底を図ります。
(4) 勤務条件通知書にある「原則として長期休暇中および定期考査や学校行事実施日は除く」から「定期考査や学校行事実施日」を削除し、勤務実態があれば報酬支給されるようにすること。	「原則として」とあるように、各校における学校運営上の必要に応じての対応となっています。
<勤務時間について>	
(5) 同一日における勤務時間は、連続させること。	勤務時間はできる限り連続するようにしているところですが、学校の時間割の関係上、非常勤講師の勤務時間が、やむをえず連続しないことがあります。その点をご理解ください。

<教員採用選考に関わっての懇談>

(1)	繰り返し臨時的任用または任期付採用として勤務する臨時教員が正規採用を希望する場合、経験が正當に評価される選考制度を構築してください。	
(2)	1次選考を合格した受験者が次年度以降に同一職種・教科で再度受験する場合は、1次選考を免除してください。	
(3)	受験者の負担軽減と感染対策のため、飛騨や東濃地域にも試験会場の設置を検討してください。	
(4)	新型コロナウイルス感染者や濃厚接触対象者等の理由により受験ができない者に対して再試験の機会をもってください。	